

大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース設置要綱

平成 27 年 4 月 30 日
厚生労働大臣 伺い定め
平成 27 年 6 月 4 日 改正

(設置)

第一条 大学附属病院等において医療安全に関する重大な事案が相次いで発生していることを踏まえ、大学附属病院及び先進的な医療を行う病院（特定機能病院）に対する集中立入検査の実施並びに当該立入検査の結果を踏まえた特定機能病院の承認要件、立入検査項目及び高難度の新規医療技術導入のプロセスの見直し等を迅速かつ的確に実施することを目的として、厚生労働省内に「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

(構成)

- 第二条 タスクフォースは、本部長、本部長代理、本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、厚生労働大臣とする。
 - 3 本部長代理は、医政局長とする。
 - 4 本部員は、大臣官房審議官（医政担当）、医政局総務課長、医政局地域医療計画課長、医政局医事課長、医政局看護課長、医政局研究開発振興課長、健康局がん・疾病対策課長、健康局難病対策課長、保険局医療課長、大臣官房地方課地方厚生局管理室長、関東信越厚生局長、関東信越厚生局指導総括管理官とする。
 - 5 タスクフォースに顧問を置く。顧問は外部有識者から厚生労働大臣が任命する。
 - 6 タスクフォースは、文部科学省の参加を求めることとする。

(補則)

- 第三条 タスクフォースの庶務は、医政局地域医療計画課において行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。